

亀田縞ブランドプロモーション事業
実施委託

【募集要項】

令和8年5月

1. 事業名

亀田縞ブランドプロモーション事業

2. 事業目的

国内外からの旅行客や市民が訪れる、にいがた 2 kmを中心とした新潟市内の飲食店や宿泊施設等に亀田縞を装飾品などとして活用し、自然と亀田縞に触れる時間や空間を創出することで、亀田縞の販路・消費拡大と認知度の向上を図る。

3. 契約期間

契約日から令和9年3月31日(水)

4. 委託金額

500,000円を上限(消費税及び地方消費税を含む)とする。

5. 事業者の選定について

公募にて募集し、提案内容を総合的に評価し選定する。

選定にあたっては、亀田繊維工業協同組合、生産者及び関連会社、地元コミュニティ協議会や江南区役所などで組織される亀田縞利用促進協議会(以下「協議会」という。)の構成員から選出された審査員による審査を実施する。

6. 企画提案者の募集

(1)応募要件

提案者は、以下の事項全てに該当する事。

①新潟市内に活動拠点を有する中小企業者等(※)や団体等であること

※中小企業基本法第2条第1項による中小企業者の範囲とする

②事業の実施から実績報告まで、遅滞なく履行できること。

③令和7年度について新潟市に納めるべき税金を完納していること。

④協議会が策定した仕様書を十分に理解し、その内容に沿った提案が可能であること。

⑤宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教育育成することを主たる目的とする団体でないこと。

⑥政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。

⑦特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。)の候補者(当該公社になろうとするものを含む。)若しくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

⑧公序良俗に反する行為又は関係法令に違反していないと協議会が認める者。

⑨新潟市暴力団排除条例に規定する排除対象者でないこと。

※必要により、当該事実照会を新潟県警察本部に行います。また、契約締結後においても契約事業者には排除の対象に該当する疑いが生じたときは、当該事実の内容について県警本部に照会し、これに該当する場合は契約を解除します。

(2)提案内容

①本事業の目的に沿った企画内容

②広報活動

③業務実施スケジュール

④経費の内訳

(3)スケジュール

①募集期間 令和8年5月25日(月)～6月19日(金)

②事業者の選定 令和8年6月下旬 予定

③契約日 令和8年6月下旬 予定

④事業開始 令和8年7月上旬～ 予定

(4)応募方法等

①質問及び回答

提案書等の作成にあたり、質問があるものは下記に基づき質問を提出すること。

電話や窓口による口頭の質問は受け付けない。

・提出期限 令和8年6月10日(水)

・提出書類 質問書(様式5)

・提出方法 問い合わせ先にメールで提出

・質問回答 令和8年6月16日(火)頃までに随時回答。

②提案書の提出について

・提出期限 令和8年6月19日(金)必着

・提出書類 ア 提案書(様式1～4)

イ 申請者概要の分かる書類

ウ 法人・企業・団体等の定款、規則、会則等

エ 納税証明書(新潟市が発行した未納の無いことの証明書)

オ その他事業実績等に関する資料(任意書式)

・提出方法 提出書類を整え、「問い合わせ先」へメール又は郵送、持参により提出

※必要に応じて任意による別紙資料を添付してもよい。

7. 選定方法及び選定結果について

(1)審査

提出された提案書をもとに協議会から選出された委員による審査を行う。

審査については、設定した評価項目ごとに審査員が採点し、合計点の和が最も大きい

者を第1位交渉権者とし、提案者全員に順位付けを行う。合計点が同数となった場合は、審査員による協議により順位を決定する。なお、合計点が6割以上に満たない場合は不採択とし、事業者が決定するまで募集を行う。

また、提案内容によっては事前にヒアリングを行う場合がある。

(2) 評価項目

各項目ごとの点数は、「特に優れている③・優れている②・一般的①」とする。

項目	主な評価の視点
1.計画の妥当性	企画内容が目的に対して妥当であり、実現できると判断できるか
2.具体性	提案内容は具体的かつターゲットへ向けた効果的な内容か
3.活用性	亀田縞を多く活用した取り組みであり、適切に利用しているか
4.波及性	新たな販路や顧客を獲得し、亀田縞の活性化に繋がることが期待できるか
5.実施能力	事業実施にあたり、知識や実績等から事業遂行能力は充分だと判断できるか

(3) 選定結果通知

各提案者に対して文書で審査結果を通知する。なお、選定結果についての問い合わせには応じかねますのであらかじめご了承ください。

8. 契約に関する基本事項

(1) 契約方法

- ①協議会は、第1位交渉権者と「亀田縞ブランドプロモーション事業実施委託契約」の締結を行う。
- ②第1位交渉権者との締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、順次次の順位以降の者を繰り上げてその者と交渉する。

(2) 契約内容

- ①契約内容は、仕様書及び提案書に基づき詳細を協議会と受託者で協議の上決定する
- ②委託料の支払いは、事業完了後に提出する実績報告書および請求書に基づき精算することとする。

9. その他

- (1)提案者には、参加報酬は支払わない。
- (2)提案にかかる費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3)事業終了後、受託者は令和9年3月31日(水)までに、実績報告書を提出すること。

【問い合わせ先】

〒950-0195

新潟県新潟市江南区泉町3丁目4番5号

亀田縞利用促進協議会 事務局

(新潟市江南区役所産業振興課)

TEL：025-382-4809

E-mail:sangyo.k@city.niigata.lg.jp